

## 平成28年度8月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成28年8月19日（金） （午後3時から）
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会 に出席した 人	<p>富永委員長・徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長</p> <p>木下総務課長・松山学校教育課長・久木野社会教育課長・中村市民スポーツ課長・北山給食センター所長・桃北学校教育課長補佐・高瀬社会教育課長補佐・宇都口市民スポーツ課主監 書記 後潟総務課長補佐</p>
1. 附議事 件	<p>議案第12号 平成28年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見 答申について</p> <p>議案第13号 いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定 変更に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第14号 いちき串木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正に係わる 市長への意見答申について</p>
富永委員長	<p>只今から8月定例教育委員会を始めます。 教育長の挨拶をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（有村教育長報告）</p>
富永委員長	委員の先生方には、先に配布してありました7月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
富永委員長	ご意見が無いようですので、7月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
富永委員長	<p>早速、附議事件に入ります。</p> <p>議案第12号「平成28年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について」の説明をお願いします。</p>

木下課長	<p>議案第 12 号「平成 28 年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について」であります。</p> <p>教育に係る平成 28 年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められたので、いちき串木野市教育委員会の行政組織に関する規則第 10 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>別紙補正予算書をご覧ください。教育費に係わる各費目に、給料、職員手当、共済費等の増減があります。これにつきましては、4 月の人事異動、6 月の期末勤勉手当、共済費率の変更等、市全体における人件費関係の補正であります。</p> <p>それ以外の教育費の補正につきましては、関係課長から説明をさせます。</p>
久木野課長	<p>10 款教育費 5 項社会教育費 7 目アクアホール管理費で、維持補修費として、170 万円追加補正するものであります。</p> <p>内容といたしましては、アクアホールの火災報知器 93 ヶ所の内 72 個を交換するものであります。</p> <p>以上です。</p>
中村課長	<p>10 款教育費 6 項保健体育費 3 目体育施設費で、維持補修費として、30 万円追加補正するものであります。</p> <p>内容といたしましては、多目的グラウンドの管理棟裏と第 3 駐車場に放送が聞こえないということで、スピーカーを追加設置するものであります。</p> <p>同じく 4 目総合体育館管理費で、維持補修として、28 万円追加補正するものであります。</p> <p>内容といたしましては、トレーニングルームの機器補修に要する維持費補修費であります。</p> <p>以上です。</p>
富永委員長	<p>只今、説明がありましたが、何か意見はありませんか。</p> <p>意見が無いようですので、議案第 12 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
富永委員長	<p>よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。</p>
富永委員長	<p>次に、議案第 13 号「いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について」の説明をお願いします。</p>
松山課長	<p>議案第 13 号「いちき串木野市立小学校・中学校の通学区域及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則について」であります。</p>

現在、通学区域については、町名・字名・行政区名で指定しておりますが、今後は町名のみで指定するように改めるものであります。

別表を次のように改める。

**【串木野小学校】**

上名、日出町、住吉町、高見町、桜町、大原町、昭和通、中尾町、曙町、春日町、旭町、元町、栄町、京町、汐見町、西塩田町、東塩田町、北浜町、本浜町、港町、西浜町、浦和町、新生町、小瀬町、御倉町、美住町（1番地から64番地まで）、浜ヶ城、薩摩山、三井、平江、野元、深田下、河内、袴田、西薩町、まぐろ本町

**【照島小学校】**

美住町（65番地以降）、東島平町、西島平町、長崎町、塩屋町、緑町、海瀬、八房、別府、照島、ひばりが丘、恵比須町

**【羽島小学校】**

羽島、愛木町、口之町、浜田町

**【旭小学校】**

深田上、野下、金山下、金山、芹ヶ野

**【生福小学校】**

生福

**【荒川小学校】**

荒川

**【冠岳小学校】**

冠嶽

**【市来小学校】**

湊町、川上（1番地から506番地まで）、大里

**【川上小学校】**

川上（507番地以降）

**【串木野中学校】**

照島小学校の通学区域及び上名、日出町、住吉町、高見町、桜町、大原町、昭和通、中尾町、曙町、御倉町、美住町、浜ヶ城、薩摩山、河内、袴田

**【串木野西中学校】**

春日町、旭町、元町、栄町、京町、汐見町、西塩田町、東塩田町、北浜町、本浜町、港町、西浜町、浦和町、新生町、小瀬町、三井、平江、野元、深田下、西薩町、まぐろ本町、旭小学校の通学区域、荒川小学校の通学区域

**【羽島中学校】**

羽島小学校の通学区域

**【生冠中学校】**

生福小学校及び冠岳小学校の通学区域

**【市来中学校】**

市来小学校及び川上小学校の通学区域  
以上です。

富永委員長	只今、説明がありました、何か意見はありませんか。											
富永委員長	海瀬は、市来中に以前は通学していたと思いますが、どうなりますか。											
木下課長	現在、海瀬地区に子どもはおりませんが、以前は、区域外申請で、市来中学校へ通っていましたが、基本は、照島小学校、申木野中学校区域になります。											
富永委員長	その他、意見はありませんか。無いようですので、議案第 13 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。											
各委員	はい。											
富永委員長	よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。											
富永委員長	次に、議案第 14 号「いちき申木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正に係わる市長への意見答申について」の、説明をお願いします。											
松山課長	<p>議案第 14 号「いちき申木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正に係わる市長への意見答申について」であります。</p> <p>いちき申木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について市長から意見を求められたので、いちき申木野市教育委員会の行政組織に関する規則第 10 条の規定により、教育委員会の意見を求めるものであります。</p> <p>内容につきましては、「子ども・子育て支援法施行令」が一部改正されたことを踏まえ、子ども・子育て新制度における、いちき申木野市立幼稚園の利用者負担額を定めるため、改正しようとするものです。</p> <p>別表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="384 1529 1461 2092"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>保育料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 階層（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯）</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 階層（市町村民税が非課税となる世帯）</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 階層（市町村民税の所得割課税額が非課税となる世帯）</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 4 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯）</td> <td rowspan="2">6,600 円</td> </tr> <tr> <td>第 5 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円を超える世帯）</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	保育料（月額）	第 1 階層（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯）	0 円	第 2 階層（市町村民税が非課税となる世帯）	3,000 円	第 3 階層（市町村民税の所得割課税額が非課税となる世帯）	3,000 円	第 4 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯）	6,600 円	第 5 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円を超える世帯）
階層区分	保育料（月額）											
第 1 階層（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯）	0 円											
第 2 階層（市町村民税が非課税となる世帯）	3,000 円											
第 3 階層（市町村民税の所得割課税額が非課税となる世帯）	3,000 円											
第 4 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円以下の世帯）	6,600 円											
第 5 階層（市町村民税の所得割額が 77,100 円を超える世帯）												

備考

- 1 「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。
- 2 「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定するものをいう。
- 3 市町村民税の額を算定する際は、税額控除（調整控除は除く。）は適用しない。
- 4 第2～第4階層の認定を受けた世帯で、同一世帯において子どもが2人以上いる場合において、次に掲げる支給認定子どもに係る保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 子どものうち年長の順に2番目となる支給認定子ども この表に規定する額の半額
  - (2) 子どものうち年長の順に3番目以降となる支給認定子ども 0円
- 5 第5階層の認定を受けた世帯で、同一世帯において小学校3年以下の子どもが2人以上いる場合において、次に掲げる支給認定子どもに係る保育料の月額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 当該小学校3年以下の子どものうち年長の順に2番目となる支給認定子ども この表に規定する額の半額
  - (2) 当該小学校3年以下の子どものうち年長の順に3番目以降となる支給認定子ども 0円
- 6 第2～4階層の認定を受けた世帯であっても、次に掲げる世帯である場合においては、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げるとおりとする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のいない女子で現に子どもを扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
  - (2) 次に掲げる者を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院していないもの（以下「在宅障害児等」という。）に限る。）
    - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児等に限る。）
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児等に限る。）
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児等に限る。）
    - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基

礎年金等の受給者（在宅障害児等に限る。）

階層 区 分	保育料（月額）	
	同一世帯の子どものうち最 年長となる支給認定子ども	同一世帯の子どものうち年 長の順に2番目以降となる 支給認定子ども
第2階層	0円	0円
第3階層	0円	0円
第4階層	2,800円	0円

7 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

8 前年中に国外での収入がある世帯については、外貨での収入については円に換算し、国内外の収入額を合算したものにより算出した市民税所得割課税額相当額を適用する。

以上です。

富永委員長

只今、説明がありました。何か意見はありませんか。  
意見が無いようですので、議案第14号については、原案のとおり可決してよろしいですか。

各委員

はい。

富永委員長

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

富永委員長

次に各課からの連絡事項をお願いします。

- 8月～9月教育委員会行事報告及び行事計画について（各課報告）
- いちき串木野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- 平成28年度幼稚園、小・中学校運動会・体育大会参観計画案について
- いちき串木野市民生委員推薦会委員の推薦について  
徳重委員 任期：平成28年9月1日～平成31年8月31日
- 市教育講演会について  
8月30日（火）13：30から
- 市内におけるプールの管理及び利用状況等について
- 次回定例教育委員会の日程について  
9月15日（木）15：00から

富永委員長

それでは、以上で8月定例教育委員会を終わります。

(午後4時15分)

本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。

平成 28 年 9 月 15 日

委員長 富永伸博

教育長 有村 孝